

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年1月10日（水）午後2時00分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 会議録署名委員

3番	藤本直樹
4番	上田幸子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山	澤	貴	志	子
農業委員会事務局	藪	内	雄	基	
農業委員会事務局	高	橋	華	寿	紀
農業委員会事務局	三	宅	七	聖	

6. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定)
議案第3号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(所有権移転)
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(農地中間管理権)
議案第5号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権転貸)
報告第1号	2アール未満の農業用施設建築(設置)届出 について(農業用施設)
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約 の通知について(賃貸借合意解約)
報告第3号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和6年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる12月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

3番 藤本委員

18番 村田良文委員

19番 樋口委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	4件
議案第2号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(利用権設定)	9件
議案第3号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(所有権移転)	4件
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(中間管理権)	11件
議案第5号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(利用権転貸)	4件
報告第1号	2アール未満の農業用施設建築(設置)届出 について(農業用施設)	1件
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解 約の通知について(賃貸借合意解約)	1件
報告第3号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)	1件

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。3番の藤本委員、それから4番の上田委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

報告させていただきます。議案第1号受付番号1から受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、議案第1号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号1について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号1について、事務局から説明がございました。何かご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号2と報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、賃貸借合意解約の案件、受付番号4は関係する内容ですので、まとめて審議をしたく思います。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案に入る前に、遺贈についてのご説明を少しさせていただきます。お手元にお配りしております、資料の1ページをご覧ください。

遺言により、財産を引き継ぐことを遺贈と言います。この遺贈には、特定遺贈と包括遺贈があり、特定遺贈は特定の財産を誰々に遺贈するというように、継承させる財産を特定した場合で、包括遺贈は全財産を誰々に遺贈するというように、財産を特定せず包括的に遺贈する場合があります。包括遺贈や、法定相続人による特定遺贈の場合は、農業委員会の許可は不要なのですが、今回の案件のように法定相続人以外に特定遺贈する場合は、農業委員会の許可が必要になります。なお、この場合申請者は被相続人ではなく、原則遺言書で指名されている遺言執行者になります。

簡単ですが、遺贈についての説明とさせていただきますが、何かご質問等ございますか。

それでは、議案書に戻っていただいて、議案第1号受付番号2について説明する前に、関連する内容として、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号4を先に報告します。

報告第2号受付番号4について、議案書49ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。貸し手の欄には、遺言の執行に必要な行為であることから、遺言執行者の氏名が記載されています。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

本件につきましては、令和6年1月4日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

(事務局)

改めまして、議案第1号受付番号2について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲受人の欄には、被相続人の遺言書で指定された遺言執行者の氏名が記載されています。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の同じく2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号2及び報告第2号受付番号4について、事務局から詳細の説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号2を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号3と受付番号4は、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号3について、議案書5ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号4について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書7ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。先月もご審議いただいた法人で、確認書の内容も経営面積以外の変更はございません。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

報告させていただきます。農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人につきましては、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号3と受付番号4、この2件について、何かご意見ご質問等はございますか。

いかがでしょう。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3と受付番号4を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。ということで、許可することに決定をします。

続きまして、議案第2号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

報告いたします。議案第2号受付番号1から受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号1から受付番号3について、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。

また、議案第2号受付番号2と報告第3号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号3も関連する内容ですので、こちらからもまとめて審議をしたく思います。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号1から受付番号3について説明する前に、関連する内容としまして、報告第3号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号3を先に報告します。

報告第3号受付番号3について、議案書50ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の6ページ及び7ページをご覧ください。

本件は、令和5年12月7日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第2号受付番号1について、議案書9ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号2について、議案書10ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号3について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ及び6ページ、7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1から受付番号3及び報告第3号受付番号3について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょう。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1から受付番号3について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお

- (会長) 願いたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をします。
- 続きまして、議案第2号受付番号4について、まず事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号4について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。
会長よろしく願いたします。
- (会長) 議案第2号受付番号4について、ご意見ご質問等はございませんか。よろしいですか。はい、●●委員。
- (●●委員) 一般法人ってなってるんですけど、これは別に利用権設定には問題ないんですかね。
- (事務局) 貸し借り、貸借は可能です。
- (会長) そのほか、いかがでしょうか、よろしいですか。そのほかご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号4について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。
- 続きまして、議案第2号受付番号5に入ります。受付番号5について、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号5について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号5につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号5について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第2号受付番号6に入ります。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号6について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の10ページ及び11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号6について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

- (会長) 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。
- 続きまして、議案第2号受付番号7について、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号7について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
- また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。
- 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。
- 会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第2号受付番号7について、何かご意見ご質問等はありませんか。
- よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。
- 続きまして、議案第2号受付番号8と受付番号9、この2件につきましては、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号8について、議案書21ページ上段をご覧ください。
- 続きまして、議案第2号受付番号9について、議案書21ページ下段をご覧ください。貸し手の詳細につきましては、議案書22ページの別紙をご覧ください。内容については記載のとおりです。
- また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23

(事務局)

ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号8と受付番号9について、この2件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号8と受付番号9について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転の案件を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

報告させていただきます。議案第3号受付番号1から受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号1と受付番号2については、関連する内容ですのでまとめて審議をします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案に入る前に、農地売買支援事業、いわゆる農地中間管理機構を通す所有権移転についてのご説明を簡単にさせていただきます。

お手元にお配りしています、先ほどの資料の2ページをご覧ください。右上に資料Bと書かれたページです。農地中間管理機構、いわゆる京都府農業会議が農地売買支援事業という事業を行っています。

(事務局)

こちらの資料のとおり、地主と受け手の間に入って事業が行われています。地主から農地中間管理機構である京都府農業会議が買い入れて、それを受け手である担い手農業者に売り渡すという流れになります。

なぜ、農地中間管理機構が間に入るかというと、機構が登記の手続きを行うほか、地主は800万円まで譲渡所得の特別控除が受けられるメリットがあります。例えば、1,000万円の売買であれば、1,000万円引く800万円で残りの200万円に対して譲渡所得税が課税されるというイメージです。

受け手、農地を買う側は、メリットが少ないのですが、登録免許税の軽減や不動産取得税の控除が得られます。

一方で、この事業は無償ではなく、それぞれから売買代金の2パーセントの手数料を徴収されます。1,500万円以上の売買代金になってくると計算方法が変わってくるんですけども、基本的には売買代金の2%の手数料が徴収されます。

また、この事業の受け手は担い手農業者に限られており、下限面積も久御山町の場合は80アールの大規模でされている方でないと使えないこととなっています。

なお、久御山町が使える件数は、年間で4件までともなっています。

以上、簡単ですが、農地売買支援事業についての説明とさせていただきますが、何かご質問等ございますか。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、議案第3号受付番号1について、議案書24ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号2について、議案書24ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1と受付番号2、この2件について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1と受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号3と受付番号4についても、関連する内容ですのでまとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号3について、議案書26ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号4について、議案書26ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書27ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号3と受付番号4、この2件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3と受付番号4について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

続きますして、議案第4号に入ります。議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案第5号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権転貸については、関連する内容ですので、まとめて審議をします。

まず、議案第4号受付番号1から受付番号5及び議案第5号受付番号1について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

報告させていただきます。議案第4号受付番号1から受付番号5及び議案第5号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号1から受付番号5及び議案第5号受付番号1について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

こちら議案に入る前にご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料の3ページ、右上に資料Cと書かれたページですね、をご覧ください。

こちらの下の方のとおり、農地の出し手が都道府県に1つ指定されています農地中間管理機構、いわゆる先ほども申し上げましたが、京都府農業会議に農地を貸し付け、その農地中間管理機構が担い手農業者、実際に農業をされる方に転貸、又貸しですね、するという事業です。それを農地中間管理事業と呼んでいるんですけども、議案書の方は2つに分かれており、今回で言うと議案書28ページから38ページの議案第4号の農地中間管理権が農地の出し手から機構に貸し付ける内容になってます。そして、議案書39ページから47ページの議案第5号の利用権転貸が機構から受け手に転貸、又貸しする内容となっています。

こちらの事業も、なぜこのような事業があるのかというと、担い手農業者に農地を集積するためです。

また、出し手は所有するすべての農地をまとめて貸し付けた場合、固定資産税の軽減が受けられるというメリットがございます。

(事務局)

受け手も通常であれば、誰々にいくらというように各出し手に対して、それぞれの賃借料を払う必要がありますが、機構が間に入ることによって、機構に一括して賃借料を振り込めば機構がそれぞれの出し手に振り込んでくれるというようなメリットもございます。

簡単なんですけど、農地中間管理事業の説明とさせていただきますが、何かご質問等ございますか。

それでは、議案に戻りまして、議案第4号受付番号1について、議案書28ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号2について、議案書29ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号3について、議案書30ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号4について、議案書31ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号5について、議案書32ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。この議案第4号受付番号1から受付番号5までが、所有者さんから京都府農業会議に貸し付ける内容となっております。借り手予定者につきましては、各ページ右下の備考欄に記載しております。

次に、議案第5号受付番号1について、議案書39ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、京都府農業会議から借り手に転貸される内容となっております。土地の所有者の詳細につきましては、議案書40ページの別紙に記載しております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書41ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の16ページ、17ページ、18ページ、19ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号1から受付番号5及び議案第5号受付番号1について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ちょっと資料あちこち見てもらわないかんですけれど、いかがでしょう。よろしいですか。ちょっとややこしいですね。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1から受付番号5及び議案第5号受付番号1について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号6及び議案第5号受付番号2につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、審議の開始から終了まで退席をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後2時39分 退席)

(会長)

それでは、議案第4号受付番号6及び議案第5号受付番号2について、現地の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

それでは報告させていただきます。議案第4号受付番号6及び議案第5号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第4号受付番号6及び議案第5号受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号6について、議案書33ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、所有者から京都府農業会議に貸し付ける内容となっております。借り手予定者につきましては、右下の備考欄に記載しております。

次に、議案第5号受付番号2について、議案書42ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、京都府農業会議から借り手に転貸される内容となっております。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書43ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の20ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号6及び議案第5号受付番号2について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号6及び議案第5号受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時43分 入室)

(会長)

これから審議していただく議案第4号受付番号7及び議案第5号受付番号3につきましては、●●●●委員及び●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則によりまして、退席をお願いいたします。

(●●●●委員及び●●委員 午後2時43分 退席)

(会長)

それでは、議案第4号受付番号7及び議案第5号受付番号3について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

それでは報告させていただきます。議案第4号受付番号7及び議案第5号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) それでは、議案第 4 号受付番号 7 及び議案第 5 号受付番号 3 について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第 4 号受付番号 7 について、議案書 3 4 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、所有者から京都府農業会議に貸し付ける内容となっております。借り手予定者につきましては、右下の備考欄に記載しております。

次に、議案第 5 号受付番号 3 について、議案書 4 4 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、京都府農業会議から借り手に転貸される内容となっております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条調書については、議案書 4 7 ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 2 1 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第 4 号受付番号 7 及び議案第 5 号受付番号 3 について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 7 及び議案第 5 号受付番号 3 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後 2 時 4 5 分 入室)

(会長) これから審議をしていただく議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 及び議案第 5 号受付番号 4 につきましては、●●●●委員及び一部、●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第 2 0 条によりまして、同じく退席をお願いをいたします。

(●委員 午後 2 時 4 5 分 退席)

(会長) それでは、議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 及び議案第 5 号受付番号 4 について、まず現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 及び議案第 5 号受付番号 4 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) それでは、議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 及び議案第 5 号受付番号 4 について、事務局より説明を願います。

(●委員 午後 2 時 4 6 分 退席)

(事務局) それでは、議案第 4 号受付番号 8 について、議案書 3 5 ページをご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 9 について、議案書 3 6 ページをご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 1 0 について、議案書 3 7 ページをご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 1 1 について、議案書 3 8 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。この議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 までが、所有者から京都府農業会議に貸し付ける内容となっています。借り手予定者につきましては、各ページ右下の備考欄に記載しております。

次に、議案第 5 号受付番号 4 について、議案書 4 5 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、京都府農業会議から借り手に転貸される内容となっています。土地の所有者の詳細につきましては、議案書 4 6 ページの別紙に記載しております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条調書については、議案書 4 7 ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 2 2 ページ、2 3 ページ、2 4 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(●委員 午後 2 時 4 8 分 入室)

(会長)

議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 及び議案第 5 号受付番号 4 について、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしますが、いかがでしょうか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 8 から受付番号 1 1 及び議案第 5 号受付番号 4 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします

(●●●●委員及び●委員 午後 2 時 5 0 分 入室)

(会長)

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

報告第 1 号受付番号 2、2 アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、事務局よりまず説明を願います。

(事務局)

それでは、報告第 1 号受付番号 2 について、議案書 4 8 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 2 5 ページをご覧ください。

本件は、令和 5 年 1 1 月 2 7 日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第 1 号受付番号 2 の報告がございましたが、何かご意見ご質問があれば、頂戴をいたしますが、いかがでしょうか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは、報告第2号及び報告第3号は先ほどの審議案件と併せて報告をいたしましたので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時51分 終了 —————